

公 告

次のとおり一般競争入札を行いますので公告します。

令和 7 年 5 月 2 0 日

公益財団法人奈良県地域産業振興センター
理事長 山下 真

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 案件名
「なら産業ジャーナル」第 2 4 号、第 2 5 号制作業務委託
- (2) 業務内容
「「なら産業ジャーナル」第 2 4 号、第 2 5 号制作業務委託仕様書」のとお
- (3) 契約期間
契約締結日から令和 8 年 3 月 1 9 日まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

本件一般競争入札に参加できる資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たした者のみが、この入札に参加することができます。

- (1) インボイス制度に基づき、税務署の審査を受けて登録される適格請求書発行事業者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）第 1 7 条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」といいます。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 2 7 年法律第 1 7 2 号。以下「旧法」といいます。）第 3 0 条に規定する更生手続開始の申立てを含みます。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含みます。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。
- (4) 平成 1 2 年 3 月 3 1 日以前に民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）附則第 2 条の規定による廃止前の和議法（大正 1 1 年法律第 7 2 号）第 1 2 条第 1 項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (5) 平成 1 2 年 4 月 1 日以後に民事再生法第 2 1 条に規定する再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。
- (6) 宗教法人法第 2 条に規定する宗教活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (7) 政治資金規正法第 3 条に規定する政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (8) 奈良県における「物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程」（平成 7 年 1 2 月奈良県告示第 4 2 5 号）による競争入札参加資格者のうち、主な業種を営業種目 A1「印刷類」で登録し、併せてその他の業種で Q5「役務の提供 広告・イベント」で登録しているもので奈良県内に事務所又は事業所があること。
- (9) 奈良県物品購入等の契約に係る指名停止等措置要領による入札参加停止の措置期間中でない者であること。
- (10) 過去 2 年間（令和 5 年 4 月 1 日から、本入札の公告日まで）に公益財団法人奈良県地域産業振興センター（以下「当財団」という。）または県、公共団体等と本入札と同種の業務を契約し、かつ、誠実に履行している（した）者。
- (11) 奈良県暴力団排除条例（平成 2 3 年 3 月奈良県条例第 3 5 号）第 6 条に規定する、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者に該当しない者であること。
- (12) この公告に示した委託内容を確実に履行できる者であること。

3 入札手続等に関する事項

- (1) 担当部局

〒630-8031 奈良市柏木町129-1 奈良県産業振興総合センター内
公益財団法人奈良県地域産業振興センター 金融・経営支援課
電話 0742-36-8311
FAX 0742-36-4010

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

入札に参加しようとする者は（以下「入札参加者」という。）は、(1)に示す場所又はホームページにおいて入札説明書及び仕様書を入手してください。郵送を希望する場合、送付にかかる費用は自己負担です。なお、入札説明会はありません。

期間：令和7年5月20日（火）から同年5月29日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）
（来所の場合は午前8時30分から午後5時まで。）

(3) 入札参加申込書の提出期限

入札参加者は、この公告に示した入札条件に該当することを証明する書類を入札参加申込書に添付して、令和7年5月20日（火）から同年5月29日（木）までに提出してください。

提出方法は郵送（配達を証明できる方法によること）または、持参してください。

持参の場合の受付時間は、土日祝を除く平日の午前9時から午後5時まで。

郵送の場合は、令和7年5月29日（木） 午後5時までに必着。

(4) 入札の日時及び場所

日時 令和7年6月10日（火） 午後2時

場所 奈良市柏木町129-1

奈良県産業振興総合センター3階 第3会議室

(5) 入札方法等に関する事項

入札参加者は、所定の入札書を作成し、封をした上、所定の場所及び日時に入札してください。

ア 入札

入札は、本人又はその代理人が行うものとする。ただし、代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出すること。入札参加者は、その提出した入札書を引き換え、変更、又は取り消すことはできません。

イ 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、消費税及び地方消費税相当額を加算した金額を入札書に記載してください。

ウ 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としします。

エ 入札の無効

この公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、奈良県契約規則第7条に該当する入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効です。

オ 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、落札者について次のいずれかに該当する事由があると認めるときは、契約を締結しません。

①落札者の役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含みます。）、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」といいます。）第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）であるとき。

②暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。

③落札者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。

④落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。

⑤③及び④に掲げる場合のほか、落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

⑥この契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」といいます。）

す。)に当たって、その相手方が①から⑤までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。

⑦この契約に係る下請契約等に当たって、①から⑤までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合(⑥に該当する場合を除きます。)において、当財団が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

カ 契約の解除

契約締結後、契約の相手方についてオの①から⑦までのいずれかに該当する事由があると認められるとき、又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を当財団に報告せず、又は警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。

なお、オの①、③、④及び⑤中「落札者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

4 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 入札の中止

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、入札を中止します。

(4) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。